

鹿屋市市民活動団体登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民活動団体が、市に登録するに当たっての要件及び手続について、必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 登録できる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動を行うもの(法人格を有しない団体に限る。)又は同条第2項に規定する特定非営利活動法人であること
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 事務所の所在地が市内にあり、団体の活動が市内で行われていること。
- (4) 入会に制限がなく、市民に開かれた団体であること。
- (5) 活動目的、代表者及び運営方法を定款、会則又は規約等で定めていること。
- (6) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者(候補者)や政党を推薦、支持又は反対することを目的としていないこと。
- (8) 暴力団等反社会的活動と関係するものでないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を申請する団体は、鹿屋市市民活動団体登録申請書(別記第1号様式)に、鹿屋市市民活動団体登録簿(別記第2号様式)、役員名簿及び定款、会則又は規約等その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請に対し、第2条に規定する登録の要件に適合すると認めるときは、鹿屋市市民活動団体として登録し、その登録内容について公開するものとする。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録したときは、鹿屋市市民活動団体登録通知書(別記第3号様式)により、当該団体に通知するものとする。

2 市長は、第3条の申請が登録の要件に適合しなかった場合は、鹿屋市市民活動団体登録拒否通知書(別記第4号様式)により、当該団体に通知するものとする。

(登録の期間及び更新)

第6条 第4条の規定による登録の期間は、登録をした日から起算して1年間とする。

2 引き続き登録を申請する団体は、更新の登録をしなければならない。

3 第3条の規定は、更新の登録について準用する。この場合においては、役員名簿及び定款、会則又は規約等は省略することができる。

(登録の変更)

第7条 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、鹿屋市市民活動団体登録変更届出書(別記第5号様式)に、変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

(1) 第2条に規定する登録の要件を失ったとき。

(2) 登録情報に虚偽の事項があったとき。

(3) 団体としての活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。

(4) 団体として信用を失う行為があったとき。

(5) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。

(6) 団体が解散したとき。

(7) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに鹿屋市市民活動団体登録抹消通知書(別記第6号様式)により、当該団体に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。